

令和元年11月1日

課長等各位

下仁田町長 原 秀男

令和2年度の予算編成方針について、下仁田町財務規則第16条第2項の規定により次のとおり通知する。

令和2年度予算編成方針

1 地方財政を取り巻く状況

内閣府が公表した10月の月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している。」とされ、先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。また、令和元年台風第19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としています。

また、国は「令和2年度の概算要求に当たっての基本的な方針について」を7月の閣議で了承し、その中で「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしており、歳出全般について、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することされています。

2 下仁田町の財政状況

平成30年度決算における当町の財政状況は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が94.0%と前年度対比1.1ポイント改善されていますが、望ましい目安とされる75%~80%までは、依然として届かない状況にあります。

また、健全化判断比率である実質公債費比率は9.1%で前年度対比0.1ポイント減、将来負担比率も52.6%と前年度対比13.8ポイント減ではあるが、県内で見ると高い水準にあり、後年度の町財政運営に大きな影響を及ぼす要因は依然として大きい状況にあります。

一方、財政調整基金においては、平成30年度末残高が11億6,000万円で最低限の目標としてきた10億円は平成24年度末以降引き続き達成していますが、先行き不透明な経済状況や将来負担比率を鑑みると、更なる積み立てが必要であることは言うまでもありません。

令和元年度においては、平成29年度から行われている下仁田南牧医療事務組合への追加負担金のほか、台風19号による多額の復旧費用等により、令和元年度末の財政調整基金残高が、目標数値である10億円へと目減りする事が見込まれています。

このような中、令和2年度予算編成において、総務省の普通交付税仮試算では、『極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保』としており、消費税率10%への引き上げなど、交付税の原資となる国税4税の伸びが見込まれることから、総額で4.0%の増額が見込まれています。

しかしながら、令和2年度に実施される国勢調査における人口減の影響が、令和3年度の普通交付税交付額に反映され、推計値ではありますが、1億円程度減少が想定されおり、歳出面においては、下仁田南牧医療事務組合への追加負担金の継続、高齢化に伴う社会保障費や老朽化した町有施設の維持補修費の増加が予想されることから、後年度を見据えたより一層厳しい財政運営を余儀なくされる状況にあります。

3 予算の編成方針

厳しい財政運営が続く中、全職員が予算編成の主体となって「予算は政策の具体化」であることを念頭に据え、本町の置かれた財政状況を正しく理解し、最大限の危機感を持ちながら、編成（要求）事務を進められたい。

その際には、所管事務における課題解決、経営努力、合理化等一層の創意工夫を図ると共に、納税者の視点を大切に、限られた財源の効率的・効果的な活用に向け組織の英知を結集した特段の努力を期待するところである。

こうした点を踏まえ、令和2年度の予算編成においても、「下仁田町第5次総合計画」における政策体系に基づき、真に本町の発展に繋がる施策・事業を中心に効率的な予算配分を行うこととし、「第5次下仁田町行財政改革大綱」における基本理念である「最少の経費で最大の効果を生み出す」ための事業の選択や見直しを徹底し、持続可能な町政運営に向け効率的な経費支出に努め、” 町民中心のまちづくり” を目指して取り組むものとする。

(1) 全般的事項

- ① 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。
- ② 新規事業については、重点施策に資する事業（人口減少・少子化問題や総合計画・総合戦略関連）とし、これに非該当な事業については真に町民生活の向上に資する緊急・不可欠な事業に限定すること。財源については、原則として既存事業の経費の振替や節減合理化により捻出するよう留意すること。
- ③ 既存の事務事業については、必ずその内容、効果を原点に立ち返って十分検討し、時代に即した内容に改善するとともに、事業の必要性が薄れているものについては、積極的に廃止するなど徹底した見直しを図ること。
- ④ 事業の選択に当たっては、総合計画や総合戦略の基本計画、実施計画及び主要な施策の成果を踏まえ、将来の財政負担を考慮し、先例や慣例にとらわれることなく、事業の優先度について十分検討すること。
- ⑤ 国、県支出金を財源とする事業については、国、県の予算編成の動向や制度改正を的確に把握し、事業効果や負担区分の在り方等を十分検討して事業の選択を行うこと。

- ⑥ 事業計画の策定に当たっては、執行計画を十分検討し、年度内に確実に事業が終了するよう特に留意すること。
- ⑦ 経常的な一般行政経費については、必要性の検証と効率化に努めるとともに、適正な単価及び数量に基づいて積算することで、それに係る所要一般財源を令和元年度当初予算以内に抑制すること。
- ⑧ 歳出予算において、消費税が加算される費目については、10%で見積もること。

(2) 歳入に関する事項

歳入予算の見積りに当たっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査・分析するとともに、最新の資料、情報を収集し、自主財源の確保及び依存財源の的確な捕捉に努めること。

- ① 町税については、経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確な判断により見積もること。また、税負担の公平性を保つため、課税客体の適正な把握及び収納率の向上に、より一層努めること。
- ② 使用料及び手数料は、受益と負担の原則に立脚し、対象の的確な把握に努め適正化かつ公平に見積りすること。
- ③ 分担金、負担金及び寄附金については別表1を参考に計上すること。
- ④ 国県支出金については、国・県の予算編成や行財政制度の動向を的確に把握して見積もること。特に補助金の削減や一般財源化の動向に留意し、見積りにあたっては交付基準に基づき積算し、過大見積りの無いよう特に留意すること。
また、従来から一般財源で対応していた事務事業についても、県等の担当課に照会し、一般財源充当を増やすことなく活用できる補助制度があるか確認するなど、補助制度の有効活用に努めること。
- ⑤ その他の歳入については、過去の実績を勘案しつつ歳出予算との整合性を考慮して増額確保に努めること。

(3) 歳出に関する事項

① 義務的経費

ア 人件費は定員適正化計画に基づき、計画的な人員の削減と効率的な事務処理を更に進めることとし、新規行政需要

については、増員を極力抑制し見積りを行うこと。また、時間外勤務手当について、一層の抑制・縮減に努めること。

イ 非常勤特別職等の報酬については、現行条例（別表3）の人員及び金額を基礎とすること。

ウ 会計年度任用職員の雇用は、人員・雇用期間について、適正な任用計画のもと総務課と十分協議のうえ計上すること。また、地方自治法施行規則の改正により、賃金から報酬・手当・旅費での予算計上（別表2）となるので十分注意すること。

エ 扶助費は、後年度負担の増加に留意するとともに、社会的公正に努め、被扶助者数の動向等を的確に把握して見積りを行うこと。

② 一般経費

ア 一般行政経費に係る物件費については、既存経費の見直し、事務の合理化、執行方法の改善等の創意と工夫により、一層の効率化に努めた上で見積りを行うこと。

イ 旅費は、出張の必要性を十分検討し、人員・回数等の抑制に努め、宿泊を伴う視察研修等は、職員の随行を含めて見直しを図り削減すること。

ウ 報償費は、役務の提供、施設の利用等に対する謝礼又は代償に係る経費である本来の趣旨を勘案し計上すること。
また講師謝金については（別表4）により計上するが、来庁費用（車賃等）については9節で計上すること。

エ 委託料は、費用対効果の観点から、業務委託の範囲や内容について見直しを行うこと。

オ 補助費は、従来の制度や慣行にとらわれることなく、「公益性」の視点から対象事業の内容、必要性、効果等を十分検討のうえ、目的を達成したもの、補助効果の乏しいと認められるもの、受益者負担が適当と認められるものについては、積極的に廃止するとともに、終期の設定等により整理合理化を図ること。

また、被補助団体の決算状況等を把握し、過大な補助とならないよう適正な計上に努めること。

なお、法令外負担金については、前年度の金額で計上することとし、査定の段階で決定金額に差し替えする。

カ 庁用備品は、一部の庁用車購入費を除き総務課において一括計上するので、庁用備品の補充又は新規購入を必要とする場合は予め総務課にその旨申し出ること。

キ 別表2の統一単価と運用参考表に示した経費については、その統一単価により見積ること。

(3) 投資的経費

- ① 総合計画や過疎計画、総合戦略に基づき、事業の必要性、緊急性及び投資効率等を十分検討するとともに、事業の優先付けを行ったうえで計上すること。
- ② 新規事業の単独事業については原則人口減少・少子化対策、総合計画・総合戦略関連とし、補助事業の活用においても、純増ではなく従前の事業の見直しを前提とすること。
- ③ 用地取得を伴う事業については、確保の見通しがあるもの以外は計上しないこと。特に埋蔵文化財地域及び補助金支出事業は注意すること。
- ④ 建物等の施設については、設置後の管理体制や維持管理費等、後年度の財政負担が分かるものを別途提出のこと。

6 特別会計に関する事項

特別会計については、その設置目的により独立採算を前提として一般会計に準じて予算編成を行うものとするが、一般会計からの繰入金については、その理由別金額及び積算基礎について詳細を明示すること。

7 その他留意事項

- (1) 債務負担行為、繰越明許費及び継続費等の予算で定める事項については、その予定事項を予め総務課（財政係）に申し出ること。
- (2) 各目に掲げる事務事業名については、内容を精査のうえ整理統合を進め簡素化を図りつつ、事務事業名で予算管理することを念頭に、執行時の運用を考慮して作成すること。

なお、細々節（説明）における字句は、予算書の備考欄に印字され、また、伝票の説明欄にそのまま出力されるとともに、決算書に反映されるので適正な表現にすること。

◎特定の企業名や個人名は特に注意。

◎「保険」と「保険料」・「委託」と「委託料」が混在しないように「保険料」・「委託料」に係内はもちろん課内でも統一。

- (3) 見積書の作成にあたり、全ての節において算出基礎となる単価・数量等を詳細に記載し、端数調整を要する場合は、「調整〇〇円」とすること。
- (4) 議会全員協議会へ提出する予算資料は、一般会計分については従来の通り総務課で作成するが、特別会計においては、一般会計に準じた「予算集計表」を会計毎に作成（原稿は財政係で作成）し提出すること。
- (5) 地方自治法施行規則の改正が行われ、令和 2 年度より 7 節・賃金が削られ、8 節・報償費以下の節が繰り上がります（7 節・報償費～27 節・繰出金）。予算入力中は現行のままですが、予算書印刷前に一括処理を行うので、注意すること。
- (6) 予算見積書は、11月29日（金）までに入力すること。